

# 経営者のための やさしい企業年金教室

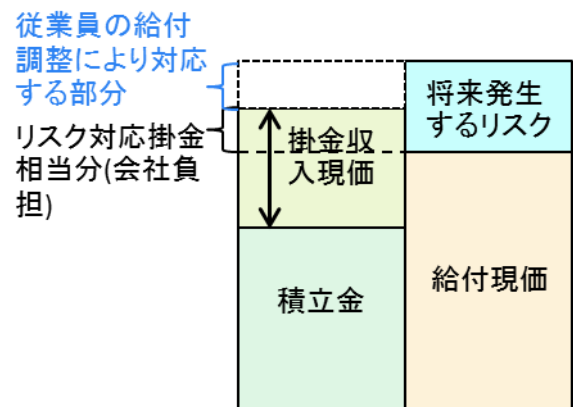
平成29年2月23日

## 21 時限目：「改善された確定給付企業年金」

確定給付企業年金（DB）は、将来の給付に備えて資産を積み立てていきます。問題は、その積立が、しばしば予定通りにいかないことです。運用不振などで、資産が予定通り積み立てできず、積立不足が発生することになり、その補填のために掛金を増額する必要があります。景気が悪化しているときほど積立不足が発生しやすいので、企業業績が悪いときに掛金の増額を求められる結果となります。平成29年1月1日、DBのこの問題を改善するための2つの取り組みがスタートしました。

一つが「掛金抛出の弾力化」です。従来型のDBでは、積立不足が発生して初めて、掛金の増額が求められるという仕組みでしたが、今回の改正で、企業が将来発生する恐れがあるリスク（積立不足）に備えて、あらかじめ掛金を増額すること（「リスク対応掛金」の抛出）についても認められることになりました。これにより企業は、将来の給付をまかなうための掛金（標準掛金）に上乗せして「リスク対応掛金」を抛出することが必要となり負担が増大しますが、予期せぬときに掛金の抛出を迫られるといったリスクは減少します。財務的に余裕がある企業にとっては、選択肢の

### <リスク分担型企業年金 制度開始時の姿（イメージ図）>



一つとして検討に値するでしょう。

二つ目が、この「リスク対応掛金」の仕組みを活用した「リスク分担型企業年金（第3の企業年金とも言われます）」です。これは将来発生するリスクを想定し、そのリスクを会社と従業員で分担する仕組みです（上図参照）。

将来発生するリスクのうち、「リスク対応掛金」の抛出でカバーする部分が会社負担となり、カバーできない部分が従業員負担となります。将来、積立金が減少し、積立金と掛金収入現価（将来の掛金収入の現在価値）の合計額が、給付現価（将来の給付の現在価値）を割り込んだ場合には、従業員の給付を減額して対応しますので、これが従業員負担となります。一方、積立が順調で逆に剰余が発生

## 経営者のための やさしい企業年金教室

した場合には、給付は増額されます。

会社が将来発生するリスクをどの程度負担するかは、労使の協議により決まります。そして、その水準で「リスク対応掛金」は固定され、標準掛金も原則、固定されます。このため、会社は固定された掛金を負担するだけで、追加の拠出を迫られることはありません。DBの仕組みでありながら、会計上は退職給付債務が発生しない確定拠出型の制度に分類されるのです。

また、DBの仕組みであるため、確定拠出年金のように60歳にならないと給付を受け取れないといったこともありません。さらに、

会社が運用しますので、従業員の投資教育が必要といったこともありません。ただし、制度発足時に将来発生するリスクを会社と従業員がどう分担するかは労使合意が必要となるほか、制度発足後も従業員が参加する委員会を設置して運用実績の確認などができる体制を構築する必要があります。

制度導入には、従業員の理解が得られるかどうかポイントとなりそうです。

◇企業年金相談センター（NPO法人企業・団体支援日本FP協議会） 葉山 俊夫